

平成17年10月18日

鎌ヶ谷市長 清水 聖 士 殿

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 芹 澤 功

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第6号
の規定による諮問について（答申）

平成17年10月4日付け鎌総第639号により諮問のあった件について、下記
のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった公の施設の管理に関する指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者
に対し、個人情報保護条例（以下「条例」という）における罰則を設けることは、
妥当である。

第2 諮問する根拠

条例の一部を改正し、指定管理者に罰則を定めることは、鎌ヶ谷市情報公開・個
人情報保護審査会条例第3条第1項第6号の規定により、個人情報保護制度の運営
に関する重要事項であるため、審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に出席し、口頭で次の事項を説明した。

(1) 指定管理者に対する、罰則内容は次のとおりである。

対象者	違反内容	罰則
指定管理者が 受託した業務 に従事してい る者又は従事 していた者	① 正当な理由もなく、個人の秘密に関 する個人情報（電算で加工されたも の）を提供したとき。	① 2年以下の懲役 又は100万円 以下の罰金
	② 業務で知り得た個人情報を自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的で提 供又は盗用したとき。	② 1年以下の懲役 又は50万円以下の 罰金
上記に記載し ている従事者 の指定管理者	上記①②の違反行為をしたときは、当 該行為者を罰するとともに、指定管理 者に対しても罰金のみを適用	上記①②の罰金刑 と同じ

(2) 罰則を規定する理由

- ① 現行の条例では、実施機関の職員若しくは職員であった者（以下「職員等」という）及び受託業務に従事している者若しくは従事していた者（以下「受託業務従事者」という）が個人情報の漏えい等をした場合など、一定の条件のもとで罰則を科している。

しかしながら、指定管理者が同様な行為を行った場合でも、職員等及び受託業務従事者と比較し、個人情報の漏えい等による被害程度は何ら異なるものではないため。

- ② 公の施設を管理するに当たり、福祉作業所やデイサービスセンターなどの公の施設については、利用者の氏名や住所などの個人情報だけでなく、利用者の健康診断書、身体状況など、プライバシー性の高い情報を取り扱うことになるため。

- ③ 条例では、管理委託制度による管理の受託者は、罰則が適用される。

しかしながら、指定管理者には罰則が適用されないため、仮に現行の管理受託者が、引き続き指定管理者に指定されたときは、同じ個人情報を取り扱うにもかかわらず、罰則が適用されないという矛盾が生じてしまうため。

第4 審査会の判断

公の施設の管理を行う指定管理者は、改正前の管理委託制度における受託者と同様に、実施機関が行うべき業務の一部を行うことになり、指定管理者が取り扱う個人情報は、改正前の管理委託制度における受託者と同様であり、公の施設によっては、利用者だけの個人情報だけでなく、家族に関する個人情報や障害の程度などプライバシー性の高い個人情報を取り扱うことになる。

したがって、職員等及び受託業務従事者が個人情報の漏えい等を行った場合と同じ罰則を科して個人情報保護を図る必要性と合理性がある。

なお、指定管理者は、個人情報を漏えいした場合の被害状況によっては、指定の取消しなどの制裁措置が加えられることもあるため、両罰規定を含めた罰則を定めることは、非常に厳しいものであるが、現行条例の規定内容や個人情報保護の観点からは、やむを得ないものとする。

よって、当審査会は、上記第1記載の結論に至ったものである。